

## 道路に落とした泥の清掃のお願い

トラクター・田植え機等での農作業後に、道路を走行する際は、農耕車に付いた泥や土を、必ず落としてから走行するようにお願いします。

道路に落ちた大きな泥や土のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因にもなるため、大変危険です。

道路に泥や土を落としてしまった場合は、速やかに泥や土の撤去・清掃をお願いします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



【問合せ先】

茨城町 農業委員会事務局

農業政策課

道路建設課

☎029-240-7117 (直通)

☎029-240-7118 (直通)

☎029-240-7115 (直通)

